

会議の名称	平成27年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成27年7月16日(木)午後6時30分～午後7時45分				
開催場所	東村山市役所北庁舎1階 第2会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・臼井雅子委員・嶋田節男委員・中川勝委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員 (市事務局) 當間総務部長・清水総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 総務部長挨拶 2 総務部次長挨拶 3 松原委員が平成27年度市民表彰を受けられたことの報告 4 議事 情報公開制度(平成27年1月～5月分)の運用状況報告 5 報告 ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成26年度運用状況報告 ・「指定管理者選定情報の市ホームページでの公表に関する指針」の実施状況 6 情報公開条例の一部改正について				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1) 総務部長挨拶 皆さんこんばんは。本日はお足元の悪い中ご出席いただきありがとうございます。番号法や安全保障関連法案等により国の動きがあわただしくなっておりまして、地方自治体も影響を受けるところでございます。しかし、国の政策云々ではなく市の政策として考えていく場合、市民の皆様のご理解を得るためには、情報を公開をしていくことが今の時代必要ではないかと認識しているところでございます。委員の皆様のご意見をよろしくお願いたします。					
(2) 総務部次長挨拶 こんばんは。4月に市民部から異動になりました清水です。以前は総務課長でしたのでこの審議会には出席しておりました。またご指導いただければと思います。今後ともどうぞよろしくお願いたします。					
(3) 松原委員が平成27年度市民表彰を受けられたことの報告 ～事務局から、松原委員が平成27年度市民表彰(区分：行政功労)を受けられたことを報告。情報公開運営審議会の委員を15年以上務められたことによる表彰					

である～

○松原委員

長年審議会委員を務めていただけて特に何かをしたわけではないのですが、ありがとうございます。私は市民目線から意見を述べるので的外れなことを言うてしまうこともあるかと思いますが、今後ともよろしく願ひいたします。

(4) 情報公開制度の運用状況報告（平成27年1月～5月分）

～配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成27年1月～5月分）」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～

○湯浅情報公開係長

「情報公開請求件数」をご覧ください。平成27年1月から5月の累計です。「出された請求書の枚数」である「請求数」は10件で、うち、市民の方からの請求である義務的請求が5件、市外の方からの任意的申出が5件です。1枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり20件です。決定の内訳は、全部公開40%（8件）、部分公開45%（9件）、書類は存在しますが公開できないという非公開、文書不存在による非公開、存否応答拒否決定が0%（0件）、取下げが15%（3件）です。

情報公開請求の年間件数は、平成20年度の151件（所管課別件数）をピークに、98、111、73件と減り、24年度から昨年度までは42件、52件、54件と50件前後が続いています。今年度も7月15日時点で請求件数が13件なので、年間50件前後かと思ひます。

「所管別内訳」をご覧ください。請求が集中した所管はありませんでした。

次に、情報公開請求の状況をご説明いたします。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

まずNo.25は、市の有料自転車駐輪場の管理運営を行う指定管理者に、日本駐輪場工学会とサイカパーキングの2業者が選ばれているのですが、業者選定の際に、各業者から出された事業計画書及び収支予算書の公開を求める請求です。事業計画書は業者の未発表著作物であり、また、他社に知られたくないノウハウが書かれていることがあります。このため、市では情報公開請求が出た際には業者に連絡し、公開の可否と、公開できる場合にノウハウ等に当たり公開できない箇所があるかを確認しています。

ただ、指定管理者に選定された業者については、提出された事業計画書に基づいて市の施設を運営していくことになるため、計画内容を市民に説明する責任があります。このため、指定管理者となった業者の計画書はノウハウ部分を除き原則公開し、2位以下の業者の計画書は、「未公表著作物のため非公開にしてほしい」との申出があったときは非公開とする運用にしています。今回は指定管理者に選定された業者のもので、ノウハウにあたり業者から申し出があった部分は法人情報で非公開とし、「法人の代表者ではない従業員のメールアドレス、会議風景の顔がわかる写真」を個人情報で非公開としました。

No.27は市がかけている損害保険証券の公開請求です。同様の請求は保険の代理店などから何度か出ています。上から3つ目の道路賠償責任保険被保険者証のみ、保険料の振込先口座が記載されていたため、「金融機関名、支店名、口座番号、普通・定期といった預金種別」を法人情報により非公開にしました。口座名義や保険料の金額は公開しています。この保険は、公益社団法人全国市有物件災害共済会

が行っている自治体向けの専用保険で、自治体が管理する道路に穴が開いていたために市民が転んで怪我をした場合に、自治体の賠償責任を補償するものです。

No. 29は、市が交通安全協会に出している補助金の実績報告書を見たいという請求です。後ほど請求者から平成24、25年度分が見たいと年度の指定があり、該当するア、イの文書を公開しました。都内には、警察署の地区ごとに交通安全協会という任意団体が作られていて、東村山交通安全協会もその一つです。春と秋に行う交通安全運動や交通安全グッズの頒布などを行っています。公開した文書のなかに、会長としての印影とは別に会長の個人の印影があったため、それは個人情報で非公開にしました。また、交通安全協会の会計委員と監査委員については氏名・印影ともに個人情報で非公開にしています

No. 30は、平成24～26年度に開催された体罰問題に関する教育委員会の秘密会の会議録を見たいという請求です。備考欄に記載したとおり、教育委員会の会議録は通常、情報コーナーと市のホームページで公表しています。ただし、教育委員会会議規則に、「出席委員の3分の2以上の賛成により議決されたときは非公開にできる」という規定があり、体罰問題に関する討議部分は非公開で行われていました。非公開で行われた会議の会議録は当然ホームページ等で公表していないため、公開請求が出されたものです。公開したのは平成25年に開催された3回分の会議録です。このなかで、体罰事例として東京都に事故報告をあげ、東京都教育委員会のホームページで「平成24年度に体罰が行われた学校」として学校名が公表されている東村山市立一中については、学校名・校長名を公開しました。東村山市立一中での体罰は部活動の指導中に行われたため、「部活動名やそれを推測されるおそれがある記載部分、体罰を行った教員の氏名・年齢・性別・担当科目」は、特定個人（体罰の被害生徒と加害者の教員）を識別され、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報に該当し非公開としました。

そのほかウの文書中に、平成25年度に東村山市の中学校に異動してきた教諭が過去に他市の中学校で体罰を行っていたため、その経緯を説明している箇所がありました。ここは、平成25年度に異動してきた教諭という文言を公開しているため、前任地の学校名、現在の学校名を公開すると該当教諭が特定され、当該個人の権利利益を害するおそれが高いため、「体罰を行った教員の氏名・前任と現在の学校名・校長名・担当科目」を個人情報に該当し非公開としました。

No. 31は、秋津に柳瀬川から枝分かれした沢の堀という水路がありまして、今は上をコンクリート板で蓋をして暗渠になっているのですが、この水路の床板を工事するための概算額を知りたいという請求です。所管の道路管理課は、昨年10月に沢の堀の既設床版の調査・診断業務を業者に委託しており、3月が業者から調査結果が納品される期限だったため、請求者の方はそれをご存じで請求されたものです。ただ、道路管理課に確認したところ、委託した内容は今かけているコンクリートの蓋がどこまで重さに耐えられるかといった安全性の調査や今後の課題整理であり、今後工事が必要となった際の概算額の計算は委託内容に入れていないため、概算額を計算したものは現時点で存在しないということでした。道路管理課からその旨を請求者に説明し、取下げとなりました。

No. 1は市長の日程がわかるものという請求で、秘書課が作成している市長公務日程の管理表を公開しました。管理表にはいつ誰に面会した、どの会合に出席したといったことが書かれているのですが、相手方が個人の場合は、氏名が公表されている監査委員を除き、氏名と住所の詳細を個人情報で非公開にしました。

No. 2は、地方債の起債条件が書かれた文書を見たいという請求です。地方債とは、公共施設の建設や道路整備などの社会資本の整備に充てるために市が借り入れるお金をいいます。備考欄に書いたように請求者は国立大学の准教授の方で、ご自

身の研究のために全国の自治体に同じ請求をされていました。公開を求めている項目は一般に公表して差し支えない情報だったため、一般会計における地方債発行事務を担当する財政課と、下水道事業特別会計における地方債発行事務を担当する下水道課から、情報提供して取下げとなりました。

No. 3は、現在スポーツセンターの指定管理者になっている東京ドームグループについて、指定管理業者の公募の際に市に出された提案書と収支計画書、年度ごとの事業計画書や事業報告書などの公開を求めたものです。今日最初にご説明したのも、駐輪場の指定管理者の事業計画書の公開請求でしたが、このような請求は、指定管理者への応募を検討していると思われる同業他社から時々出されています。これについても、ノウハウにあたりと業者から申し出があった部分は法人情報で非公開とし、「総支配人等を除く従業員氏名」を個人情報で非公開としました。

不服申立ては新たに出了されたものはありません。運用状況の報告は以上です。

○佐藤会長

それでは質問及びご意見はございませんか。

○森委員

No. 1の【部分公開又は非公開とした部分と理由】に、「個人氏名（監査委員の氏名を除く）、住所の詳細は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開」とあります。また、No. 29に「交通安全協会の監査員の氏名・印影は条例第6条第2号個人情報に該当し非公開」とあります。No. 1は市の監査委員なので公開しているという理解でよいのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

その通りです。交通安全協会の監査員氏名は、一般には公表されていません。市の監査委員氏名は公表されてるので公開しています。

○嶋田委員

No. 30について、教育委員会の会議を秘密会にする場合、たとえば第3者が会議に参加するなど、会議の質がきちんと担保されるような仕組みはあるのでしょうか。最近のいじめなどの事件報道をみると、「いじめや体罰がありました」と校長や教育委員会にきちんと申告されたにも関わらず、表面化するまで放置されていることもあるようです。情報公開請求で会議録の公開を受ければ秘密会でどのような話し合いが行われていたかはわかりますが、それで会議の質を担保できるかということとそうではありません。閉鎖的な会議は質の担保が難しいと思います。

○佐藤会長

大津市の中学2年生のいじめ自殺事件を契機として、去年「いじめ防止法」が施行されました。これは、各学校は「いじめ対策会議」を設置しなければならないと定められていますが、その会議の効果が発揮されるのはこれからだと思います。

○嶋田委員

「いじめ対策会議」では体罰問題も議論されますか。

○佐藤会長

議論されます。

○湯浅情報公開係長

大阪で、剣道の部活中に生徒が熱中症になっているにも関わらず、顧問教師が練習を続けさせ、暴力もふるって生徒が亡くなった事件がありました。その事件を受けて東京都教育委員会は、毎年、都内全公立学校の体罰実態調査を行うようになりました。体罰の回数や行われた場所などの情報を学校から区市町村教育委員会を通じて東京都の教育委員会に報告し、東京都教育委員会ホームページでも

公表されています。

○佐藤会長

非公開会議でも会議録は市に保存されているのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

会議内容について報告するために会議録を作成し、決裁を得て保存しています。

○佐藤会長

No. 30は、報告用に所管が作成した会議録の公開請求という理解でよいでしょうか。

○湯浅情報公関係長

その通りです。

○森委員

教育委員会で秘密会議が行われていることを、この運用状況をみて初めて知りました。

○湯浅情報公関係長

No. 30の会議は、体罰問題の議題の討議だけを秘密会にして行い、この前後の違う議題の討議については公開で会議をしています。公開の会議部分は会議録もホームページ等で公表されていて、会議録には「ここからの議題は秘密会とするので傍聴者の方は退室を願います。」と書かれ、しばらく空白の後に違う議題になっているので、公表している会議録を見るとどの議題の討議が秘密会となっているのかはわかります。

○森委員

秘密会を開催したときは、後日「この議題の討議は秘密会で行った。」ということ公表されるとよいと思います。

○古瀬委員

私は小学校と中学校の学校評議員をしております。校長・学年主任などは一週間に一回程度、いじめ問題の会議を行っているそうです。

○臼井委員

学校で行われている会議は、会議録の作成・保管はきちんとされているのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

会議録が作成されているかどうかは確認していません。

○臼井委員

マネジメントの観点で見ると、職員会議の会議録を作成することはいじめ・体罰の再発防止に効果的であると思います。

○佐藤会長

私が高校教員るとき、職員会議の会議録は作成されていましたが質はよくありませんでした。職員会議の会議録も情報公開請求の対象になるのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

職務として作成しているので、情報公開請求の対象になります。

○佐藤会長

秘密会が開催されたということは、会議録を情報公開請求すればわかるという理解でよろしいでしょうか。

○湯浅情報公関係長

体罰に関する議題以外の討議は会議録がホームページ等で公表されていて、それを見ても「この議題は秘密会で行われた」ということが記載されているのでわかります。

- 佐藤会長
会議録の冒頭に出席者や議題が書いてある箇所がありますが、その部分に秘密会が開催されたことを書くと親切だと思います。
- 嶋田委員
情報公開の請求件数が年々減っていますが、情報提供が進んでいるので情報公開請求が少ないのか、それとも市民が関心を持つような施策がないからなのか、どのような要因が考えられますか。
- 湯浅情報公関係長
目立った要因はありませんが、以前にも申し上げたとおり各所管がどんどん情報を公表するようにしていること、市議会議員がブログなどで市の情報を書いていること、「東村山駅前西口再開発事業」のような大きな事業がないこと、その辺りが要因だと考えます。
- 嶋田委員
TwitterなどのSNSなどで、市の情報を発信している方もいるのでしょうか。
- 湯浅情報公関係長
市政に関心のある市民の方が、市の情報を発信しているものもあります。
- 臼井委員
国会議員が、自らが関わった委員会の情報をメールマガジンで配信していることもありますね。
- 嶋田委員
以前にこの会議に資料を出していただいた市ホームページの月ごとのアクセスランキング、これは定点観測を続けていただきたいです。インターネットマーケティングの一つの手法で、アクセス数に変化があると何か要因があることとなります。情報公開請求が減ってきていることは良いことなのか悪いことなのか、裏付けがあった方がいいと思います。ホームページのアクセス数の推移をみていくことが大事だと思います。
- 湯浅情報公関係長
ホームページのアクセスランキングは情報政策課から定期的に職員向けに公表されていますので、今度ご報告します。
- 佐藤会長
No.28では判決文を情報公開請求されていますが、これは東京地方裁判所でも貰えるものなのでしょうか。
- 湯浅情報公関係長
裁判所に行き、事件番号や被告・原告の氏名などある程度の情報を申し出ると見ることができると聞いています。
- 當間総務部長
何年も前に当市の顧問弁護士とこの点について話したことがあります。確かに裁判所でどなたでも判決文を請求できますが、請求手続が複雑で裁判所に行っただけでもすぐにももらえるものではないと聞いております。
- 臼井委員
市に関係しているものであれば、市に情報公開請求した方が早く手に入るのかもしれないですね。
- 佐藤会長
それでは運用状況報告についての議事はここまでとします。

(3) 報告

・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成26年度運用状況報告

○湯浅情報公開係長

本日お配りした資料「会議の公開指針のホームページでの実施状況（H27.3.31現在）」をご覧ください。昨年度の附属機関等の会議が、会議の公開指針通りにホームページで情報を公表していたかどうかを表にまとめたものです。指針実施度で「B」以上が会議の公開指針通りにできているところで、「C」または「D」は何らかの出来ていない点がある会議です。

No.17の国民保護協議会が「D」になっています。これは平成19年3月に「国民保護計画」を作成していたときに開催していた会議ですが、計画作成後はこの計画の見直しをするとき、もしくは有事が発生したときなどに開催されるものなので、その後は開催されていません。したがって、会議録はありません。委員は役職による充て職で選ばれていて現在の新しい委員がいるのですが、ホームページ上の委員名簿が開催当時のまま更新されていません。このため「D」になっています。委員名簿の訂正は所管にお願いしています。

No.23は、昨年度も会議録作成が遅れていた高齢介護課の会議です。2回会議を開催しましたが2回とも会議録を作成中です。しかし、No.22～25を見ていただくとカッコ書で書いているのですが、高齢介護課の4つの会議は27年3月末で廃止になり、27年4月からこれらを1つにまとめた新しい会議が立ち上がりました。27年度からは会議録公表を義務づけられた会議はこの一つだけになります。高齢介護課が4つの会議の委員と協議したうえで会議を整理し一本化したことで、会議録作成の遅れは改善される見込みです。

No.26は、これも昨年度も会議録作成が遅れていた障害支援課の会議ですが、4回開催したうち、最後の2回分がまだホームページで公表できていません。会議録自体は出来ていまして紙に印刷したものは情報コーナーに配架してありますが、ホームページに掲載する作業はこれからになります。

昨年度は56個の会議がありますが、今申し上げたもの以外は「B」以上の指針実施度でした。

次に、資料「指針実施度」をご覧ください。23年度から26年度の結果を並べてどのように推移しているかを示しています。評価項目の「A」と「B」を合わせた数は大きく変わっていません。「C2」の会議録が遅れている所管は、25年度は5件と多かったのですが26年度は2件に減り、少し改善されてきています。「D」は19年3月以降未開催の国民保護評議会の1件です。おおむね各会議とも指針通りに実施されています。

次に資料「会議録の形式」をご覧ください。評価項目の「A」が詳細な会議録で、「B」が委員・事務局・会長の発言内容がほぼ記録されている会議録になります。これも過去と比較するとそれほど合計数は変わりません。「C」が議題に対する主な発言がわかるもので7件、「特例」が1件、「個人情報を扱う等の理由により、会議が非公開のもの」が8件、「事案が出たら開催する会議のため、今年度は会議未開催により作成していないもの」が6件、「年度中に会議を開催したが会議録作成が遅れて完成していないもの」が2件、「会議自体は4月に設置したが、26年度は準備段階で一度も開催していない会議」が1件あります。

会議の公開指針の実施状況については以上です。

○佐藤会長

会議の数は56ありますが、年度内に会議を何回も開催するとその分だけ会議録が作成されますよね。

○湯浅情報公開係長

そうなります。

○臼井委員

高齢介護課の新しい会議名は何でしょうか。

○湯浅情報公開係長

「地域包括ケア会議」です。

○臼井委員

会議の数は、ここ数年減少傾向にありますね。

○湯浅情報公開係長

26年度は他の年に比べ減少しましたが、27年度は新しい会議がいくつかできていますので、会議の数は増えます。

○佐藤会長

通常業務のあるなかで会議録の作成を行うのは大変だと思います。何が審議されどのような決定したかのプロセスが分かるだけでいい会議については、要点筆記でいいと思います。どのような議論が行われていたのかが問われるような会議については、詳しく書く必要があると思います。要点筆記の会議録の場合、2時間の会議で4ページほどの会議録がいいのではないのでしょうか。

・「指定管理者選定情報の市ホームページでの公表に関する指針」の実施

○湯浅情報公開係長

「東村山市西口公益施設指定管理者の公募結果（平成26年度選定分）」をご覧ください。これは、東村山市西口公益施設（サンパルネ）の指定管理者選定について、現在市ホームページで公表しているものです。

市ホームページでの公表に関する指針（以下「公表に関する指針」という。）に合わせて、公募の概要や応募書類は何か、現地説明会はいつ行うのか、募集要項に関する質問事項の内容、2団体より応募書類の提出があったこと、評価の項目、1位は東京ドームグループに決まったことなど選定の経過がわかるように記載しています。次の指定管理者選定があるまではこのページを残し、このような選定結果であったということを見られるようにしておくルールになっています。

今回応募されたのは2団体でした。以前に「公表に関する指針」を作成した際にこの審議会でご説明したのですが、2団体の場合、例えば「〇〇会社と△△会社から応募がありました」とホームページに書いてしまうと、1位の業者名を公表すると2位もわかってしまうので、応募団体の業者名を公表しないというルールで公表に関する指針は作っています。したがって今回は、応募業者を「東京ドームグループとB」という表記にしています。このことについて、業者名を出した方がいいのではないかという市民の方からのご意見は、今のところいただいていません。今年度も自転車駐輪場の指定管理者選定がありますので、公表に関する指針通り行われているか、情報公開係でフォローしながら進めていきます。以上です。

○佐藤会長

西東京市で業者選定委員を務めているのですが、ホームページで点数配分まで公表しているのは珍しいと思います。

○湯浅情報公開係長

西東京市では公表していないのですか。

○佐藤会長

公募の際にどのような配点で審査を行うかは業者にお知らせしますが、ここまで詳しくは公表していません。かなり勇気のある公表だと思います。

ただ、ここに公表されている評価項目の点数は事業計画書等の評価項目ということですが、業者が提示した価格に対する点数やプレゼンテーションに対する点数はどのくらいの配点なのかはホームページからはわかりません。せっかく情報を公表しているのにそれが不足しているのが少しもったいないですね。

(6) 情報公開条例の一部改正について

○湯浅情報公関係長

情報公開条例ですが、今年度の9月から3月までの議会で一部改正を考えています。改正の主な要因は、行政不服審査法という法律が改正され、現在の情報公開条例で使用している「不服申立て」という言葉を「審査請求」という言葉に変更しなければならないというものです。その改正に合わせて、今の条例の文言のなかで少しわかりにくい表現になっている箇所を、国の行政機関情報公開法の文言に合わせる調整なども行いたいと考えています。現時点ではお示しできる改正案が出来ていません。次回の情報公開運営審議会は年明けくらいになると思いますが、そのときには固まった改正案をお示ししてご説明できると思います。

○佐藤会長

条例改正のなかには、特定個人情報に係る内容も含まれますか。

○湯浅情報公関係長

特定個人情報については、個人情報保護に関する条例の方に定義や取り扱いに関する規定を入れます。9月議会に個人情報保護条例の改正案を上程する予定で改正案を作成しています。

○佐藤会長

特定個人情報の取扱いについて、東村山市は新規の条例を作成せずに現状の条例の改正で対応するのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

その通りです。

○佐藤会長

東京都は新規で条例を作成する方針をだしていますが、既存条例の改正で対応する自治体が多いですね。

○湯浅情報公関係長

全国的にみると既存条例を改正する自治体が多いです。しかし東京都は独自の考えで新規条例で対応する予定です。23区は東京都と同じく新規条例を作成する区が多いようですが、多摩地区は既存の条例改正で対応する自治体が多くなりそうです。

○瀬川総務課長

最後に事務連絡なのですが、平成27年4月1日現在の情報公開運営審議会の委員名簿に誤りがないか確認をお願いします。

○森委員

私の職業の訂正をお願いします。

○瀬川総務課長

庁内の他の所管から、行事の案内を送るなどの目的のために委員名簿提供の依

頼があった場合に、提供しても差し支えがないかどうか。それは控えてもらいたいということであれば事務局の方にご連絡ください。対応させていただきますので宜しくお願いいたします。

○佐藤会長

他にご意見が無いようなので終了とさせていただきます。

以上